

明代内閣職掌形成過程の研究

——經筵制度の成立を分析の焦点として——

高 橋 亨

【要約】明代宣徳以前、皇帝の修学は、各帝が宮中で任意に読書を行なうにまかせられていた。正統初年より、英宗皇帝に対する進講が始められるが、それは英宗が幼年で即位するという事態に対応するために、臨時的に実施された施策であった。その後、正統末年に惹起した土木の変に到る政情への反省から、当時の臣僚たちは、朝儀以外の時間に於いても皇帝の日常を一定程度管理する方法を模索する。結果として、景泰初年にすでに成年に達していた景泰帝を対象とした進講が開設された。つまり、明代に於いて皇帝がその年齢如何に関わらず臣僚によって教導の対象とされる体制が出現した背景として、正統から景泰に到る政情の推移とそれに対応しようとした臣僚たちの動向を措定できるのである。この一連の流れの中で、「同知經筵事」を帯びることになった内閣官は、皇帝に対する進講を主導するという職掌を獲得したのであった。

史林 九五卷三号 二〇二二年五月

はじめに

筆者は、かつて永樂期に内閣に入った官員が担った具体的な役割について分析し、明代「内閣官」^①の職責の起源は、永樂帝に仕えたモンゴル語・ペルシャ語など種々の言語を担当する秘書集団中の漢文担当者としての役割にあると述べた。

その上で、永樂期に於ける内閣官の任用については、新興した政権に於いて文書作製を掌る人材集団が重用を蒙るといふ普遍的現象として理解できる、という見解を披瀝した^②。

では、永樂以後如何なる契機を経て、明代内閣の職掌・地位は形成されていったのであろうか。

萬曆前期、時の政局に多大な影響力を行使した内閣大學士張居正が萬曆帝に対する進講の実施を主導しつつ、帝より「先生」と称され尊崇されていたことは、特に有名である。張居正がこのような立場を得ることができた背景には、皇帝に対する教導——すなわち「經筵」の管掌を、内閣官が職責として担い続けてきたという事実が存する。

また、歴代の内閣官の伝記を見ると、内閣に拔擢される以前に經筵に参加し皇帝の関心を得たことを伝える記述が頻見される。当時の臣僚は、その官僚としての経歴に於いて内閣へ拔擢される契機を如何に獲得していたのか、かかる問題を考察するに当たっても、經筵制度を等閑視することはできないだろう。^④

以上のことから、おそらくは、内閣官の職掌、そして内閣に到る陞進径路の形成過程に於いて、經筵制度の成立は重要な画期となったと考えられる。では、この經筵制度は、如何なる歴史的背景の下で確立されたのであろうか。

明朝では、建国以来宣徳初年まで、帝位の獲得あるいは安定のために武力行使すらもなった時代が続く。その後、正統に到ってこのような時代は終わりを告げ、以後は武力をともなった皇位の争奪は収束する。英宗が復辟する際に奪門の変が起るが、これは土木の変という対外軍事行動の失敗の後遺症に過ぎないだろう。事実、少なくとも中央政治機構について言えば、景泰—天順間に在っては、大きな変革は見出せない。

このように、明朝の歴史の画期とも言える正統とそれに続く景泰期に、皇帝の存在のあり様に一つの変化が生じる。すなわち英宗の正統元年、皇帝に対して定期的な進講が始められたのである。第一章で詳述するように、この時、内閣に在った楊士奇・楊榮・楊溥が、「同知經筵事」という肩書きを帯びた上で、日々の進講に参加し、さらに進講内容の査閲を管掌することになった。基本的には、この正統の儀注が後代に継承されていく。^⑤すなわち、少なくとも皇統の継承について言えば、明朝がその安定を得るのと時を同じくして、皇帝は臣僚が教導を行う対象へと変じたのである。

このような事実を踏まえれば、内閣官の職掌の変遷は、明朝の歴史に於いて創業とそれに続く激動から守成へと時代が

移ろい、君臣関係が変容していった趨勢を体現していたとも言えるだろう。^⑥

このように皇帝を対象とした進講は英宗の即位とともに始まったため、一般的には、それを以って明代經筵制度の成立と理解されている。

とは言え、以下に詳しく見ていくように、正統初年の段階では、幼年で即位した英宗を教導するために、いわば臨時に經筵の儀注が整備された観がある。^⑦ それゆえ、經筵制度の確立過程については、さらなる検討の余地が残されているのである。

そこで、本稿では、正統・景泰期に於いて、皇帝に対する進講が実施されるに到った経過の分析を試みる。かかる考察の結果、明代内閣が負うことになった職責と地位が、当該時期の政情と密接に関連しながら確立されたものであった事実が、おのずと明らかになるであろう。

なお、本論考中では、月に三度行なわれた進講と毎日の進講を区別する必要があつた場合、史上に見える語を援用し、便宜的に前者を「大經筵」、後者を「日講」と称する。^⑧

- ① 明代通じて内閣に選入された人間が帯びていた官職は一律ではなく、入閣した人員を総称すべき具体的官名を提示することはできない。そこで、本稿では、永樂六年八月に禮部より提出された「巡狩合行事直」に見える「翰林院内閣官」〔太宗實錄〕卷八二、永樂六年八月己卯條という呼称に基づき、内閣に入った官員を「内閣官」と呼ぶことにする。

- ② 拙稿「明代永樂期内閣官の性格について」〔歴史〕一一六、二〇一年）

- ③ 萬曆帝が張居正に対して表した態度について、王世貞「張居正傳」〔嘉靖以來首輔傳〕卷七は「上以師臣待居正、凡所下御札皆不名、稱先生、或稱元輔。」と伝える。張居正に関する研究は数多あるが、

彼が萬曆帝の經筵を主導し、帝との間に師弟関係を形成していたことについては、例えば櫻井俊郎「万曆初政の經筵日講と『歷代帝鑑圖說』」〔大阪府立大学紀要（人文・社会科学）四九二（〇〇一年）〕が詳しい。

- ④ いくつか例を挙げる。成化二二年に入閣した尹直について、「時上（憲宗）以公經筵進講稱旨、眷公特厚。及密旨令内閣選堪任學士者以進、公既與名且有禮部侍郎之擬、上不欲公出翰林、遂命爲講學。」〔國朝獻徵錄〕卷十四 程楷撰「資善大夫太子少保兵部尚書兼翰林院學士諡文和尹公直傳」と伝えられている。彼は、經筵での進講に従事し、帝より関心を得て翰林院に留められたという。弘治八年に入閣した謝遷の伝記には、「蓋上（孝宗）念公春宮舊臣、且在講筵眷注

甚切、思有以柄用之矣。」（『國朝獻徵錄』卷十四 費宏「光祿大夫柱國少傅兼太子太傅戶部尚書謹身殿大學士贈太傅諡文正謝公還神道碑」）という一節がある。彼が東宮官として孝宗に近侍していたことに加え、經筵の場で囁目を蒙っていたことも、重用される契機を為したと云うのである。また、隆慶・萬曆期になると、内閣に陞つた人間の経歴に經筵への参加が多く認められることは、明末政治史研究の方面に於いて指摘が為されている。朱子彦氏は、萬曆期に内閣に在った張居正等が、みな進講に侍するという経歴を有していたことを指摘し、「萬曆朝名臣」は皆「經筵講官出身」であったと言う（『明高曆朝經筵制度述論』『社会科学戦線』二〇〇七年第二期）。さらに、朱鴻林氏は、隆慶期の高拱の政治的地位を論じるに当たって、彼が裕王時代から穆宗即位後に到るまで、穆宗の進講に侍していたことを重視している（『高拱与明穆宗的經筵講讀初探』『中国史研究』二〇〇九年第一期）。

⑤ 正徳「明會典」卷五〇 禮部「經筵」の項に、「國初、經筵無定日、或令文學侍從之臣講說、亦無定所。正統初、始著爲儀、累朝因之。」とある。

⑥ 經筵の実施が明代の君臣関係に与えた影響については、これまでも指摘がなされてきた。楊榮進氏は、經筵の実施によって帝王と「儒士階級」の関係が、「受教者」―「導師」の関係に調整されることで、君権の膨張が抑制され、また皇帝の導師の地位を得た内閣の地位の安定をもたらし、と説く（『明代經筵制度与内閣』『故宫博物院院刊』一九九〇年二期）。楊氏の指摘は示唆に富むが、如何なる歴史的背景のもとで經筵制度の成立がうながされたのか、という問題については十分に考察されていない。なお、後に張英聘氏も、經筵制度が果たした役割について同様の見解を提出している（『略述明代的經筵日講官』『邢台師範專學報（綜合版）』一九九五年第四期）。「試論明代的經筵制度」『明史研究』第五輯 一九九七年）。經筵制度のついて論じた日本

人の論考としては、岡野潜龍「明代の進講」（『明代文化史研究』第二章 第二節 同朋社 一九七九年）があるが、正統・景泰・弘治に制定された經筵儀注の詳細を紹介するにとどまる。なお、内閣制度形成過程の研究に於いて、經筵制度が主たる分析の焦点となることはなかった。杜乃濟「明代内閣制度」（『人文叢刊 台湾商務院書館』一九六七）一六頁・譚天星「明代内閣政治」（『中国社会科学院出版社』一九九六）六五―六八頁・山本隆義「中国政治制度史の研究」（同朋舎 一九六八）四〇四―四〇六頁等に簡単な説明があるのみである。なお、譚氏著作「一三八頁及び張頭清・林金樹「明代政治史」（『広西師範大学出版社』二〇〇三）二九七―二九八頁では、經筵の場が皇帝と内閣官が対面する機会となつたことに若干言及するが、踏み込んだ考察は為されていない。筆者は、本章注②に示した拙稿において「明史」の叙述が研究者の観点に与えた影響について指摘したことがある。ここでは、「明史」「職官志」冒頭の解説、及び「洪武九年汰平章政事・參知政事」より説き起こされる内閣制度の沿革について述べる箇所では、經筵制度の確立が内閣制度の変遷に与えた影響について、やはり何ら言及されていないことをあらためて指摘しておきたい。

⑦ 近年、韓国の尹貞粉氏が、明代に於ける進講と政局との関係を分析した論考を陸續と発表している。正統から天順にかけての時期については「正統・天順年間의 經史 講讀과 정국 운영」(『韓國』『中国史研究』六一 二〇〇九年)を著しており、正統期の進講は、英宗の教育に重点が置かれていたことを強調する。しかし、氏は景泰期の情勢については、ほぼ等閑視しており、景泰帝即位前後の状況を重視する筆者の関心とは相違する。

⑧ 正徳「明會典」卷五十五及び萬曆「明會典」卷五二「經筵」の項は、ともに「日講」に関する記載を含んでおり、もともと經筵とは日講を含んだ概念であったことがわかる。本稿では、弘治元年に經筵の実施

をもとめた楊守陳の言〔孝宗實録〕卷十 弘治元閏正月庚午條）などに見える「大經筵」「小經筵」という表現を援用し、特に月三度の

經筵を指す場合、大經筵と称する。

一 正統期進講の性格

1 宣徳以前の皇帝の修学

本章では、正統初年に到って皇帝に対する進講、すなわち經筵が制度化された契機について分析し、当時行われた進講が有していた性格について考察する。ただその前に、經筵制度が創始された結果生じた君臣関係の変容を明瞭にするために、宣徳以前の諸帝が、その日常に於いて如何なる形態を以って修学していたのか確認しておきたい。

太祖洪武帝については、洪武一八年時点の帝自身の言より、早朝より始まる朝儀から退いても、なお昼から日暮れまでの間に政務の決裁に当たっていたことが窺がえる^①。また、永樂帝も、朝儀より退いた後も、四方からの報告に逐一目をとおして決裁していた、と自ら述べている。永樂帝は、北京に在った時にも、朝儀での儀礼が行なわれた後に便殿にて政務報告を受ける体制を整えている^②。永樂帝の後を継いだ仁宗・宣宗は、朝儀より退いた後、政務の処理を遂行していたらしく、重臣による意見具申を受けていたことを伝える史料が遺る^③。

このように、宣徳以前の諸帝については、早朝から行われた朝儀の後も政務の処理に勤しんでいたことを窺うことができる。それでは、このような日常の中、宣徳以前の諸帝は修学の機会を如何に確保していたのであろうか。

『明會典』に拠れば、国初以来、皇帝の進講は、日程・場所について特に規定は設けられていなかったという^④。

正統以前、例えば、太宗・宣宗は、宮中に於いて処置すべき事案がなければ読書を為していた、という言辞を遺している^⑤。つまり、視朝の後、彼等がブライヴェート空間に退いた時に、読書を行っていたのである。なお、建文・洪熙・宣徳

に至っては、読書を行なう場所をわざわざ新しく設けようとしていたが、その場所はいずれも外廷より隔てられた空間だった^⑥。かかる事実は、宣徳以前、皇帝の修学は、私的な空間に於いて任意に読書を行なうにまかせられていたことを物語る。

また、太祖・宣宗については、時に臣僚からの進講を受けていた事実を『實録』に確認できる。ただ、いずれに於いても、わざわざ臣僚に命じた上で進講を執り行わせた、と伝える記事も遺されており、進講はあくまで皇帝のその時々意向に従って行なわれた可能性がある。

要するに、開国以来、宣徳以前までの間、皇帝が臣僚による教導の対象であったことはなかった。それゆえ、各帝の学問・修養は、あくまで皇帝の個人的営みの領域に属していたのである。

その一方、当該時期に、絶えず試みられてきたのが、皇位継承を予定された人物に対する進講である。

洪武初年、大本堂なる場所が設けられ、皇太子が諸王とともに教導を蒙っていた^⑧。後に皇太子朱標が薨すると、皇太孫——後の建文帝——に対する進講の体制が間も無く整えられたことが窺える^⑨。

永樂帝の時代になると、皇位継承予定者に対する進講の有り様はより整備されていく。皇太子——後の仁宗——については、永樂二年に、皇太子に対する進講の次第が定められた。この時、翰林官二員が日々春坊・司經局の官員とともに、文華殿にて進講を行なう、という儀注が制定されている^⑩。さらに、五年四月には、皇太孫——後の宣宗——の出閣就学が行なわれる^⑪。六年一月になると太子三公・詹事府・春坊など東宮官を兼ねていた臣僚たちに皇太孫の補導が命じられているが、その時の勅諭には「……故有聰明純一之資、必有詩書禮樂之教、所以充其德性而廣其器識也。」といった文言が見え、皇太孫に対する進講の充実が示唆されていたと推察できる^⑫。

続く仁宗の治世は、わずか一年弱で終わるため、実施に到らなかつた可能性も高いが、皇太子とされた宣宗に対する進講の準備が進められ、それに与る人員の選定も進められていた^⑬。

あるいは、皇位継承者決定に際して一定の混乱をともなった永樂から宣徳にかけての時期にあって、右のような措置が行なわれた背景に、皇位を継ぐべき者が誰であるのか明示するという企図があったのかもしれない。いずれにせよ、右に看てきたように、もともと廷臣による教導の対象とされていたのは、あくまでも君主見習いの立場に在る皇位継承以前の皇太子または皇太孫だった。

かかる伝統を踏まえて、出生後間も無く皇太子に立てられた宣宗の長子朱祁鎮、すなわち英宗に対しても、皇太子時代に教導の体制を整えられ、その資質の涵養がはかられるはずであった。^⑭ましてや、その出生時に父がすでに皇帝であり、生まれながらにして皇位継承の可能性があった彼の教育はおろそかにできぬ問題だったはずである。

2 英宗の即位と進講の開始

宣宗はもともと英宗が八歳になった宣徳一〇年に、「内外侍従」の教導のもとでの読書を始めさせようとしていた。英宗即位後、内閣に在った楊士奇が英宗即位後に進講の開始を求めた上言に拠れば、宣宗は宣徳九年一〇月、翌年春に朱祁鎮を文華殿に出でさせ読書をさせるゆえ、それに当たる人員の選定を行なうよう、楊士奇に指示していた、という。^⑮この宣徳九年の三月には、朱祁鎮は初めて文華殿で朝見を受けており、宣宗は群臣に皇太子に対する補導を期待する旨を述べていた。^⑯

しかし、宣徳一〇年正月、英宗の出閣を待たずして、宣宗は突然世を去る。^⑰

結果、当時わずか九歳だった朱祁鎮が、廷臣による教導をうけのまま即位することになった。明朝はこのとき初めて幼帝即位という事態を経験する。それがもたらした動揺のほどは、英宗即位をめぐって一時「浮議」が持ち上がった、と伝える史料が遺っていることから窺うことができる。^⑱

結局、英宗は即位を果たすが、彼に政務を処理させることは難しく、それゆえに、「家國重務」は太皇太后・皇太后に

上申した上で施行すべし、と宣宗は遺言した。²⁶⁾ 仁宗の皇后であった張太皇太后については、子の宣宗の時代より、「軍國大政」は必ず彼女の命を受けてから施行された、と伝えられる。彼女は、明朝が幼帝即位という事態に直面したことで、なお政事の決裁に一定の影響力を行使する立場に居り続けることになったのである。²⁷⁾

そして、皇帝として即位したはずの英宗に対しては、所期のように進講が行なわれることとなった。

宣宗がその崩御の二ヶ月前に、楊士奇に進講開始に向けての人選を行なうよう指示を下していたことは先述した。楊士奇等がかかる宣宗の意志に従い、英宗即位後に進講の実施を求めるが、先に見たように宣徳以前には、皇帝の進講について具体的な規定は設けられておらず、ために楊士奇は皇帝の進講として相応の儀礼を整えるべきことを上申している。²⁸⁾ 結果として正統元年二月に禮部尚書胡濙より「經筵儀注」がたてまつられ、内閣に在った楊士奇・楊榮・楊溥が同知經筵事に任じられ、翰林院・春坊に所屬する官員たちが「分直侍講」することになった。²⁹⁾

この時上呈された儀注によって、月三度、二日・一二日・二二日に、九卿大臣たちが列席する大經筵が行われることになった。大經筵では、あらかじめ文華殿に講案が設けられ、東側に經を、西側に書を置いて、それぞれ講官が一篇を講義する。早朝を終えた後に皇帝が文華殿に赴くと、大臣たちが丹陛上に居並び、五拜三叩頭を行う。その後帝の前で書物がひろげられるなど儀礼は進み、「東班」より講官が出てて經を講じ、さらに「西班」より講官が出てて書を講じる。これら一連の儀礼の後、帝は宮中へもどる。³⁰⁾ 以上のことからわかるように、大經筵は一定の儀式化をとまっていた。大經筵では、ともに講義を聴くことで、君臣の一体感を醸成することも、重要な眼目だったのだろう。³¹⁾

一方で、毎日行なわれる日講では、侍衛などを用いず、侍班・講讀官が入見して分立すれば、すぐに讀書を始めたようであるから、皇帝の学習の機会として実質を備えていたのは日講であろう。³²⁾ 日講では、同知經筵事とされた三楊と、そして「經筵官」に任じられた翰林院官たちが日々進講の場に侍従することとなった、という。³³⁾

さらに、進講の際には、事前に講官が講義内容を内閣官に提出して、その査閲を蒙っており、日々の講章は内閣に保管

されていた。^⑧

經筵が始まった時、永樂以来の元勳であった英國公張輔が知經筵事に任じられたが、彼が進講内容の査閲などに加わったというような事蹟は、管見の限り見当たらない。勳臣がつく知經筵事は、名譽職のようなものだったのだろう。また、大經筵には九卿堂上も参加しているが、『實録』『會典』などに見える經筵儀注を見る限り、彼らはただ「侍班」し、講義の内容を拝聴する以外に特別な役割は担っていなかったようである。^⑨

このように見えてくると、經筵に於いて中心的な役割を担うことになったのは、内閣官であったと言えるだろう。

英宗は、即位当初から早朝より奉天門で行なわれる朝儀に赴いていたようであるから、日々の進講は午後に行われていたと見なしてよからう。宣徳以前の諸帝が視朝の後も政務処理に励んでいたことについては先に言及したが、まだ幼年であった英宗については、午後は政務よりも就学を優先されていたのである。

では、このようにして始められた正統期の經筵の性質を、如何にとらえるべきであろうか。宣徳以前、毎日の進講の實施を定めた先例をもとめれば、永樂初年に定められた東宮進講の次第がまず念頭に浮かぶであろう。英宗の日講は、文華殿で行なわれていたが、洪武・永樂期、文華殿と呼ばれる建物は、皇太子が視事・就学を行なう場所として用いられていた。文華殿という場所は、皇太子が御すべき場所という印象が強いのである。^⑩さらに、正統以来、毎日の進講が終わった後、講官に酒飯を勧める礼が行なわれていたようだが、これはもともと東宮が師傅に対して行なう礼であった、^⑪という。そもそも、英宗に対する進講は、宣宗が崩御の前に、皇太子であった英宗の出閣就学を指示したことに端を発していたことを考えれば、經筵の儀式次第は、前代の東宮進講を参考した上で定められた、と想像することは難くないだろう。

さらに、正統期經筵が、宣徳期に皇太子の教育のために準備されていた方針に沿って行なわれていたことは、それに参与した人員の顔ぶれからも窺うことができる。

宣徳年間、科擧は、二年科・五年科・八年科の計三回行なわれたが、これらの科擧に合格した人間たちを対象として断

統的に庶吉士が選抜された。庶吉士とされた人材は翰林院に送られ、そこで宮廷藏書を用いた広範な読書を課され、その知見の涵養がはかられたようである。^{⑤⑥}まず、五年三月、大學士楊士奇・楊榮・金幼孜に命じて、その年の新進士から選抜が行われ、庶吉士とされた人材は翰林院に送られた。次に、八年三月に、楊士奇・楊榮と禮部尚書胡濙に指示が下され、その年の進士と副榜舉人より選抜された「秀敏」なる者が、やはり庶吉士とされ翰林院に送られる。同年十一月、楊士奇・楊榮・胡濙と吏部尚書蹇義・郭瑾に命じて、前科進士より「文學之優者」が選抜される。最終的には、九年八月に翰林官に任用されていた宣徳三科の第一甲進士等と庶吉士あわせて三七名が、文淵閣でさらなる修養を積むこととされた。^{⑤⑥}

この一連の人材選抜の目的について、『宣宗實錄』に明確な説明はない。ただ、宣徳九年八月に庶吉士の列に加わった蕭鏊の伝記は、進士からの人材選抜が「宮僚」の確保を目的として行なわれたことを伝える。さらに、宣徳二年科状元で翰林修撰を得ていた馬愉の伝記は、皇太子が立てられた際、「臣屬」を得るために人材選抜が行なわれ、「諸葛孔明可與典禮」論を以って彼が試験された、と記す。^{④⑦}これらの史料を踏まえれば、宣徳期の庶吉士選抜は東宮宮僚となるべき人材を選定するために行なわれた、と見なすことができる。そもそも、彼等が受けた試験の命題は、劉備に後事を託された孔明の故事を想起させる。皇位継承者を補佐できる人材を得ようとする意志を、その出題の背景に窺うこともできよう。^{⑤⑧}

英宗の進講が始まると、この文淵閣進學を指示された人材の中から、まず翰林院修撰馬愉・曹鼐が經筵官とされ、日々の進講に待す人員の中に加えられる。^{⑤⑨}また、英宗即位後に、彼等の中から二人が、「先朝の遺す所の才俊」として翰林院編修・檢討に採用された。^{⑥⑩}彼等の一部は、剩員整理の影響を受け、正統四年に帰郷させられたが、六年三月になると、同知經筵事をつとめていた楊士奇等の要請により、翰林院への復帰が行なわれた。^{⑥⑪}そして、八年八月、かつて文淵閣に進学していた人材の中から、編修趙恢・檢討王振・李紹・何瑄が經筵官として任用されたのであった。^{⑥⑫}

このように、宣徳期に皇太子の宮僚となるべく養成されていた人材が、經筵に参与させられていった。つまり、經筵に参与する人員補充についてみた場合、宣徳期に進められた東宮宮僚育成策の成果が、正統期經筵へ継承されていたと言え

るのである。

以上のことを踏まえれば、正統初年に実施された英宗に対する進講は、宣徳期に準備されていた皇太子教導に向けた施策の延長に在ったと見なせるだろう。

英宗即位とともに、初めて皇帝が定期的に進講を受けるという体制が現出し、内閣官は進講の場に参与するのみならず、進講内容の選定をも管掌する立場を得るに到った。確かに、經筵を行なうことで、皇帝が臣僚の教導の対象とされたという、君臣関係の変容をここにみとめることができるだろう。とは言え、この時点では、經筵の実施は、幼帝即位という事態に対応するために実施が試みられた、いわば臨時性を帯びた政策であった、ととらえるべきである。

皇帝が、その年齢如何に関わらず、臣僚の教導を受けるといふ体制が現出するためには、明朝はさらなる激動を経験せねばならなかった。

- ① 『太祖實錄』卷一七三 洪武十八年五月戊寅條に、「上謂侍臣曰『朕夙視朝、日高始退。至午復出、迨暮乃罷。日間所決事務、恒默坐審思、有未當者、雖中夜不寐、籌慮得當、然後就寢。』……」とある。
- ② 『太宗實錄』卷五〇 永樂四年正月丙辰條は、「……朝退、未嘗輒入宮中、間取四方奏牘一一省覽。其有邊報及水旱等事、即付所司施行。宮中事亦多、須俟外朝事畢、方與處置。間暇則取經史覽閱、未嘗敢自暇逸、……」という永樂帝の言葉載せる。また、同書卷九七 永樂七年十月乙卯條に拠れば、この時行在禮部尚書趙狙に命じて、北京での冬季に於ける奏事の方法について斟酌させている。結果、奉天門での儀礼の後、「駕興御右順門内便殿、百官有事奏者以次爲奏、無事者退治職務、……」という方法が一月より用いられることとなった。
- ③ 仁宗の事蹟については、楊榮『文敏集』附録「少師工部尚書兼謹身殿大學士贈特進光祿大夫左柱國太師諡文敏楊公行實」が、「每朝退、仁宗皇帝還宮、遇有機務須計議者、必親御翰墨書公姓名、識以御寶或用御押封出規畫。公條對詳悉、皆如聖意。」と伝える。宣宗については、夏原吉『忠靖集』付録「夏忠靖公遺事」に、「……朝退之暇、不時獨召公、密切顧問、或袖中出小帖示、親付公手、公亦或有所呈於上。凡中外所進章疏、專命公批答。或批未及、命携出。條旨、許用小票墨書帖各疏面以進、中易紅書批出。或未批、多命公傳旨處分。」という記載がある。
- ④ 「はじめに」注⑤に引く史料を参照のこと。
- ⑤ 『太宗實錄』卷六〇 永樂四年十月丁亥條は、永樂帝が侍臣に語った、「朕視朝罷、宮中無事、亦恒觀書、深有啓沃。……」という言葉を取める。また、『宣宗實錄』卷一〇一 宣徳八年四月丁亥條は、宣

宗が楊士奇・楊榮に下した、「朕在宮中無事、時遇有真趣、則賦一詩自適。不然、則取書籍玩味、亦得胸次開豁。故所在皆置書籍及楷筆之類。今修葺廣寒、清暑二殿及西瓊島、於各處皆置書籍。卿二人可於館閣中擇能書者數十年、取五經・四書及說苑之類、每書各錄數本分貯其中、以備覽閱。」という指示を伝える。

- ⑥ 建文帝は、建文元年七月に、省躬殿を設けているが(國權)卷一 一 建文元年七月辛卯條、方孝孺の「……復於乾清・坤寧南北二宮間爲退朝燕處之殿、置古書・聖訓於其中、沈玩靜思、名之曰省躬。」という言葉より、皇帝が読書を行なう場所として宮中に置かれたことがわかる(遜志齋集)卷七「省躬殿銘」。仁宗は、楊士奇等に対して「卿等各有職務、朕欲別得學行端謹老儒數人、日侍燕間備顧問、可咨訪以聞。」と述べ、思善門の側に弘文閣を設置し、翰林學士楊溥等を配置した(仁宗實錄)卷六上 洪熙元年正月己卯條。楊士奇は、この弘文閣について「以儲經籍、備訪問」と伝える(東里文集)卷一四「故翰林檢討陳君墓碑銘」。弘文閣は仁宗の読書の場所でもあったのだろう。思善門は武英殿の東北に在ったが(孫承澤)春明夢餘錄)卷六(宮闈)、弘文閣は、「最爲華近、他人莫得至焉」という場所であったという(王直)抑庵文後集)卷八「贈陳嗣初謝病歸姑蘇序」。宣宗が、各所に読書を爲せる場所を確保していただけではなく、さらに太液池内の廣寒・清暑殿・西瓊島にも書籍を置こうとしていたことについては、前注に引く「宣宗實錄」の記事を参照のこと。
- ⑦ 「太祖實錄」には、洪武帝が華蓋殿に御した際に、文淵閣大學士朱善に命じて「周易」を講じさせたという記事がある(卷一七五 洪武十八年九月庚午條。また、「宣宗實錄」には、視朝より退いた後に便殿に御して「翰林儒臣」に命じて「大學」を進講させた、という記事が採録されている(卷七七 宣德六年三月丙寅條)。

⑧ 「太祖實錄」卷三六上 洪武元年十一月辛丑條に「先是上建大本堂、

取古今圖書充其中、延四方名儒教太子・諸王、分番夜直、選才俊之士充伴讀。」とある。

- ⑨ 朱標は、洪武二五年四月に薨じ(太祖實錄)卷二一七 洪武二十五年四月丙子條、同年九月皇太孫が冊立される(同書卷二二一 九月庚寅條)。翌年七月には、秀才張宗濬等に詹事府・左右春坊にしたがつて文華殿に入直させ、「侍講」させたことが窺がえる(同書卷二二九 二十六年七月戊申條)。

⑩ 「太宗實錄」卷三〇 永樂二年四月癸酉條に、「一、翰林院官日分二員、同春坊・司經局官講書、以五經・四書・通鑑・大學衍義・貞觀政要等書進講、須先纂其事之始終、直述大義、輯成篇章、進呈御覽、然後赴文華殿講說。……」という儀注が記録されている。

⑪ 皇太孫の出閣就學は、「太宗實錄」卷六六 永樂五年四月辛卯條に見え、このとき永樂帝は太子少師姚廣孝・翰林院待詔魯瑄・鄭禮等に皇太孫の教導について論じている。また同書同卷 同月甲午條は、前禮部儀制司郎中兼右春坊右贊善李瀛鼎を右贊善に復帰させ、皇太孫に對する「說書」の場に付き従うよう命じたことを伝える。

⑫ 「太宗實錄」卷八五 永樂六年十一月甲寅條に拠る。なお、永樂期に行なわれた皇太孫に對する教導については、黃瑜「雙槐歲鈔」卷四「太孫侍從」も詳しい。

⑬ 洪熙元年二月、仁宗は大學士楊士奇等に對して東宮開筵について指示を下している(仁宗實錄)卷七上 洪熙元年二月壬子條。また、同月太子賓客兼國子監祭酒を以て致仕した胡儼に對して、仁宗は皇太子の講讀に侍らせるつもりであった旨を述べている(同書卷七下 同月戊午條)。

⑭ 朱祁鎮は、宣德二年一月に生まれ(宣宗實錄)卷三三 宣德二年十一月乙未條、三年二月には皇太子に立てられた(同書卷三六 三年二月戊午條)。

⑮ 『英宗實錄』卷一は、「蓋皇朝列聖在先者、皆生于潛邸、惟上生于宣宗皇帝御極後、天下聞之、莫不欣忭、曰「此眞吾主也。」と伝える。

⑯ 楊士奇「請開經筵」(『東里別集』「奏對錄」)に、「去年十月内、宣宗皇帝御左順門、召臣士奇諭之曰「明年春暖、東宮出文華殿讀書、凡内外侍從、俱用慎擇賢良廉謹之臣。」と伝えられている。この「請開經筵」は、『英宗實錄』卷一四、正統元年二月丙辰條に、三楊によって上申された文言として簡略化されて収録されている。「實錄」の記事は、宣宗が語った内容を収録していないが、宣宗が楊士奇に右の言を伝えたのは、おそらく崩御の前年宣徳九年一〇月のことであろう。

⑰ 『宣宗實錄』卷一〇九 宣徳九年三月戊寅條及び己卯條。

⑱ 宣宗が不豫におちいった記事は、『宣宗實錄』卷一五 宣徳九年十二月甲子(二一日)條に見える。そのわずか二日前にあたる壬戌(一九日)條には、宣宗は楊士奇等を召して「御書洪範篇及御製序文」を示し、不適當な部分があれば指摘せよ、と指示したことが記されており、宣宗の崩御が如何に唐突な事態であったのか看取できる。なお、宣宗の崩御は同書同卷十年正月乙亥(三日)條に見える。

⑲ 楊種編・楊思堯補編『太師楊文貞公年譜』の宣徳十年の條は、「正月三日、宣宗皇帝上賓、時皇太子方九齡、浮議藉藉。」と記し、楊士奇が「内」に入って哭臨し終わった後、皇太子にまみえ万歳を叫んだところ、英國公張輔等群臣もこれに続き、「浮議」は止んだと伝える。

⑳ 『宣宗實錄』卷一五 宣徳十年正月乙亥條に、「嗣君年幼、惟望聖母皇太后朝夕教訓、爾文武大臣盡心輔導、家國重務、必須上稟皇太后・皇后、然後行。」とある。

㉑ 『宣宗實錄』卷三六、宣徳三年二月丁卯條に、「皇太后慈仁隆至、每見上則忻然、從容詢及政事及所平決。上敷陳明達、皇太后喜動顏色。凡軍國大政必稟命而行。……」という記述があり、宣宗の代より、彼女が政事について聞知していたことを伝える。張氏の政治的地位につ

いては、前田高美「明朝の皇位繼承と皇太后——誠孝皇后長氏を例に——」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学』九 二〇一〇年)に詳しい。張太皇太后が正統期に、如何なるかたちで政治に影響力を及ぼしたのか、詳らかに伝える史料は多くはない。ただ、当時

吏部主事だった李賢は、「雜錄」(『古穠集』卷二八)に、「正統初、有詔「凡事白於太后、然後行。」太后命付閣下議決、太監王振雖欲專而不敢也。每數日、太后必遣中官入閣、問連日曾有何事來商榷。即以帖開「某日中官某以幾事來議、如此施行。」太后乃以所白驗之。」と記し、宦官が内閣に持ち込んだ案件について、彼女が照会を行っていたことを伝える。また、楊士奇は、知人に宛てた書簡中で、「今皇上仁聖大德日新、兩宮聖人體天之心、行天之道、以覆育天下、過於漢明德・宋宣仁遠矣。故凡今一切仁施義舉、皆出於上、雖政事之臣、一不過奉行朝命而已。」と述べている(『東里續集』卷四七「與朱與言書」)。

「兩宮」とは、張太皇太后・孫皇太后を指すのだろう。漢・馬皇太后・宋・高皇太后を引き合いに出していることから推せば、「一切仁施義舉、皆出於上」の「上」とは、張太皇太后乃至孫皇太后を指すと考えられる。なお、後段で楊士奇は自分の年齢を七二歳と記しており、この書簡は正統二年頃に著された、と判断できる。これらの史料に拠れば、張太皇太后が、政務の処断に一定の影響力を有していたことは確かであろう。

㉒ 楊士奇「請開經筵」に、「一、……今皇上進學養德、當預擇講官、……乞預命吏部・禮部・翰林院、公同推舉具名陳奏、取自上裁。……」「一、天子就學、其事體與皇太子・親王不同、乞先命禮部・翰林院詳定講筵禮儀陳奏。」とあるように、進講の開始に先立って、楊士奇等は講官の選抜・儀注の制定を求めている。また、「請開經筵」では「伏望山陵畢日、早開經筵、以進聖學。」とも述べられている。宣宗は前年宣徳一〇年六月に景陵に葬られ、神主が京師に戻っている

〔英宗實錄〕卷六 宣德十年六月辛酉條 甲子條。その後、あらためて宣宗の言の如く春を待つて、進講が請われたのであろう。

23 胡濙による「經筵儀注」の進呈は、『英宗實錄』卷一四 正統元年二月丙辰條に見える。

24 『英宗實錄』に見える「經筵儀注」では、大經筵の際に講じられる書は「大學」を用い、經は「尚書」を用いるとあるが、正徳・萬曆の兩「明會典」「經筵」の項にはそのような限定事項は見えない。また、兩「明會典」では、講案に「經史」が置かれたと記す。正統期に講官をつとめた劉球の文集『兩谿文集』卷一「講章」には、「資治通鑑綱目」から題を採ったものが取められており、史書を用いた講義も正統期から始められていたことがわかる。

25 後代、王鏊は、嘉靖元年一月に嘉靖帝の存問に答えて「講學篇」をたてまつったが、その中で、「國家經筵之設、其盛矣乎。天子自正朝策御文華、公侯九卿大臣盛服侍列、羽林之士亦皆環列、以聽經筵、一聞天下欣欣焉、傳之以爲希潤之典、故曰其盛矣乎。……講之日、夙具講章、至期講訖、繪音賜宴、儼然而退、上下之情、未見其親且密也。」と述べる。彼の言に従えば、大經筵ではともに講義を聴くことで、君臣の關係がより親密となるのが、理想とされていたのだらう。

〔震澤集〕卷二〇、『世宗實錄』卷二十 嘉靖元年十一月庚申條。

26 『英宗實錄』卷一四 正統元年二月丙辰條に見える儀注では、日講について「一、每日止用講讀官四員、學士輪流侍班、不用侍衛・侍儀・執事等官。侍班、講讀等官入見行叩頭禮、東西分立。先讀書、次讀經或讀史、每伴讀十數遍。後講官直說大義、惟在明白易曉。講讀後、侍書官侍上習書。畢、各官叩頭退。」と記す。

27 蕭鏊「前光祿大夫少保戸部尚書華蓋殿大學士兼文淵閣大學士陳公墓誌銘」(『尚約文鈔』卷十 以下、「陳循墓誌銘」)に、「正統元年三月、公(陳循)預受勅兼經筵官。自是日與少傅楊士奇・楊榮・尚書楊溥・

學士王直・王英・李時勉・錢習禮・侍讀苗衷・侍講高穀・修撰馬倫・曹鼎日侍講讀於上前。」とある。なお、三楊の一人楊榮については、「今上即位、議即政事宜、及開經筵以廣聖學、命公同知經筵事、日侍講學、退而綜理庶事。」(『文敬集』附錄 楊溥「少師工部尚書兼禮身殿大學士贈特進光祿大夫左柱國太師諡文敏建安楊公神道碑銘」)と伝えられる。三楊は、日々の進講に参加した上で、内閣に戻って処理すべき事を処断したのでらう。また、楊士奇が正統四年二月に帰省した際の旅程を記した「南歸紀行録」上(『東里續集』卷四九)には、「十六日、經筵侍講讀、畢、上召士奇、賜璽書・白金・綵幣表裏・米酒・厨料・牲腊威備。上諭士奇曰……」とある。正統期、大經筵は二日・一二日・二二日に行なわれていたから、楊士奇が侍していた經筵とは日講であらう。『英宗實錄』卷十四 正統元年二月丙辰條の日講について記された箇所には「學士輪流侍班」とある。当時大學士を帯びていた楊士奇・楊榮をして翰林院學士だった楊溥は、輪番で日講の場に参加していたのかもしれない。

28 正統期の進講に於いて講官をつとめた周叙は、「右書經講書一通、叙先蒙少保澹菴楊公分題誤進、藥成、而公見之再三、却不用。叙謂「所講經題何傷。」公曰「時不同也。」乃改命他講官誤別章以進。因不忍棄、附著于此。若平日講章俱入内閣、茲不及錄云。」(『石溪周先生文集』卷五「講章」という事績を伝える。少保澹菴楊公とは、楊溥のことである。

29 正徳・萬曆兩「明會典」「經筵」の項には、「凡經筵初開、勅殿臣一人知經筵事」と記されており、第二章で触れる景泰帝の經筵でも、同じく永樂からの元勳であった寧陽侯陳懋が知經筵事に任じられている。しかし、これら殿臣が、実際に進講内容の管理などに与ったことを伝える史料は、管見の限り見当たらない。また、景泰の經筵が始まった時、江淵が「日侍講讀」と命じられたことは第二章で言及しているが、

景泰六年正月に彼は「太子太師兼工部尚書視部事」とされ、『英宗實錄』卷二四九（景泰六年正月庚戌條）、ほどなくして「經筵侍班」に改められている（同卷二五〇二月庚辰條）。所屬衙門での職務を抱える九卿堂上官などは、大經筵の場に列席するという名譽を蒙るにとどめられたのだろうか。

③⑥ 『英宗實錄』卷九 宣德十年九月辛卯條に拠れば、この時英宗は奉天門に御し、兵部の臣に対して、朝貢使節への対応について各地の都指揮使司・衛所に指示を行なうよう伝えている。ただし、当該時期、張太皇太后が政務の処理に介在していた可能性については、本文及び本章注②で述べたとおりであり、視朝を以って英宗が自ら政策上の指示を案出し群臣に伝えている、とただちに解することはできない。

③⑦ 本章注③に引く史料を参照のこと。

③⑧ 正統三年五月、文華殿に中都留守司・都指揮使司・布政使司・按察使司の官員の姓名が書かれたが、その目的について、英宗は「候儒臣進講經史之暇、因以考其人之賢否、而加黜陟焉。」と述べた、という（『英宗實錄』卷四二 正統三年五月庚寅條）。劉球は、この出来事に言及した上で、「文華筵上朝夕與侍臣論道之地、至親且密、士而列名于其間、亦不爲不榮矣。」と伝える（『兩谿文集』卷九「送福建參議耿君赴任序」）。これらの史料を踏まえては、日々進講が行われる場所として、正統期より文華殿が用いられていた、と考えられる。

③⑨ 北京遷都以前の例ではあるが、『太祖實錄』卷一一五 洪武十年十月是月條に、「……内有殿、曰文華殿、東宮視事之所也」という記述がある。また、本章注⑩に引く史料より、永樂期にこの文華殿が皇太子への進講の場所として用いられたことがわかる。

④① 尹直撰「饗齋瑣綴錄」卷四に、「正統以來、經筵每日講畢、上必曰「先生喫酒飯。」閣老與四講官皆承旨、叩頭、乃退。……按、經筵講畢宴酒飯、而必稱先生、此皇儲隆禮師傅、謙恭之盛節也。」と述べら

れている。

④② 宣德期、「永樂故事」に違つて庶吉士の選抜が行なわれた際、庶吉士とされた人材たちは「……又得閣秘書、以博其學」とされたという（倪謙「倪文僊集」卷二二「松岡先生文集叙」）。永樂の庶吉士たちが、まず文淵閣で読書を課され、文章作成能力を涵養させられていたことは、拙稿「明代庶吉士制度の成立とその背景——永樂二年科庶吉士を中心として——」（『集刊東洋學』九六 二〇〇六年）で述べた。宣德期の庶吉士についても、永樂期と同様に、まずは広範な読書が課されたのであろう。

④③ 本文中に記した宣德期に於ける庶吉士選抜の経過は、『宣宗實錄』卷六四 宣德五年三月己巳條、同書卷一〇〇 八年三月己未條、戊辰條、同書卷一〇七 八年十一月甲辰條、同書卷一一二 九年八月癸酉條に見える。

④④ 雷禮「資善大夫太子少師戸部尚書兼翰林院學士尚約齋公鑑傳」（『國朝獻徵錄』卷一三）に、「初宣宗欲選進士之尤者積學、以備宮僚。既命楊溥掄宣德五年進士、得三山蔭琦等八人作奏。後又勅通取二年・五年・八年進士召試文華殿、取二十八人、鑑爲首。」とある。『宣宗實錄』では、蕭鑑の名は、卷一一二 宣德九年八月癸酉條に初めて現れる。また、陳循「禮部侍郎兼翰林侍講學士贈翰林學士禮部尚書馬公墓誌銘」（『芳洲文集』卷七）に、「今上將御春宮、宣宗皇帝欲爲選備臣屬、公以修撰與入被召試諸葛孔明可與典禮樂論於文華門。公所作稱旨、得賜寶楮、月給燈火之費、俾益進其所學。」と見える。

④⑤ 魏驥「鄭僉事傳」（『南齋先生魏文靖公摘稿』卷七）に、「……一日、上御文華殿、召試諸葛孔明可與典禮樂論、考居第一、拜賞鈔一百錠、仍命讀書、期以大成。」とあるように、八年一月に行われた選考の結果、庶吉士とされた鄭建も同様の試験を受けていた。前注に示した史料とあわせ考えれば、少なくとも宣德八年一月には、東宮宮僚を

選抜する目的で人材の選定が進められていたことを推察できる。なお、彼等が受けた試験の命題は、隋・王通「文中子中説」「王道篇」の「子曰使諸葛亮而無死、禮樂其有興乎。」に拠るものだろう。

③⑨ 本章注⑦に引く史料を参照のこと。

④⑩ 劉球が文淵閣に入った江淵に送った「送江編修還蜀詩序」（兩谿文集）巻十に、「今皇上即祚、思用先朝所遺才俊、于二十八人拔其最者十二人、授以翰林七品職、世用（江淵）又十二人中傑特者也。」とある。宣徳期に選定された庶吉士の人数が、最終的に二十八人となったことは、本章注⑦に引く蕭鏊の伝記より窺がえる。なお、この人事は、宣徳一〇年八月に、江淵を含む行在庶吉士二人が翰林編修・檢討に

二 土木の変と景泰進講

1 土木の変直後の進講開設要請

正統五年以降、張太皇太后と仁・宣朝以来の元老であった三楊が相次いで世を去る。それと平行して、太監王振の専權が深刻の度を増し、ついにオイラートのエセンの侵攻に対する親征を敢行した挙句、英宗自身が捕虜とされるといふ破局を迎えるに到った。これが、明代当時から続く正統後半期の政情についての一一般的な理解であろう。

正統八年五月、かかる政情を批判し、ために王振によって下獄させられ非業の最期を遂げた人物がいた。經筵儀注の策定に参画した禮部尚書胡濙の推薦を受け、正統初年から經筵での講義を担当していた翰林院侍講劉球である。皇帝による政務の親決をもとめた彼の言が、特に王振を激怒させたことは、明代史上有名なエピソードである。②

ただ、ここで注目したいのは、劉球の上奏の第一項、つまり進講の精勵を説いた条目である。劉球は、皇帝の生活のあり方にまで踏み込み、視朝以外の時に、經筵に御す機会を増し、宮中・苑林に入り浸る時間を減じさせ、「無益之事」に

就けられたことを指す（『英宗實録』卷八 宣徳十年八月庚申條）。

④⑪ 『英宗實録』巻七七、正統六年三月甲子條に、「命行在翰林院編修江淵・頼世隆・檢討李紹・何瑄復任。先是淵等以刺貝侍次于家。至是少師兵部尚書兼華蓋殿大學士楊士奇等言本院闕官、故召用之。」とある。また、李紹の伝記には、「己未、以刺貝賜歸鄉里。」（彭時「通議大夫禮部右侍郎安成李公紹神道碑」）『國朝獻徵録』卷三五）とあり、正統四年に帰郷させられていたことがわかる。

④⑫ 『英宗實録』巻一〇七、正統八年八月壬辰條に、「命翰林院編修趙恢・檢討王振・李紹・何瑄充經筵官。」とある。四人の名は、本章注③⑨に示した文淵閣進學を伝える史料中に見える。

意をはらわぬよう、主張している。太監王振については、進講が始められた際に、英宗を武事に誘おうとしたという逸話が伝えられており、^④あるいは、劉球は、英宗の行動をその影響下に置こうとしていた王振を牽制しようとしていたのかもしれない。とすれば、かかる文言もまた王振に劉球の肅清を決断させた要因であった、と想像することもできるだろう。

いずれにせよ、劉球の言からは、進講の精勵を求めることで、皇帝を宮中の外に出でさせ、その行動に一定の制御を加えようとする意図を読み取ることができよう。つまり、この時すでに、単なる幼帝の教導とは異なる役割が、經筵の実施に見出されるようになっていたのである。

正統一四年八月一五日、明軍が土木堡で壊滅すると、はやくも一八日には、皇太后より勅が発せられ、英宗の弟郕王に對して、百官を総べることが指示され、文武群臣は施行すべき事務を悉く郕王に啓することとなった。二二日には、郕王は、皇太子に立てられた英宗長子朱見深を補佐し、「代總國政」に当たることとされる。そして、九月六日、郕王は登極する、すなわち景泰帝である。

景泰帝の即位詔では、朝廷及び軍民中に於いて改善すべき事柄があれば直言を許す旨が示されるが、その前後から陸續と上奏が行われ、採るべき政治指針について意見がたてまつられていた。これら一連の上奏では、必ずと言ってよいほど、視朝以外の時間に如何にして皇帝と臣僚が接触する機会を有すべきか、という問題に言及されている。つまりは、皇帝が臣僚と定期的に接見するという体制の創出こそが、当時の臣僚に共有された関心事であった。

ここでは、当時たてまつられた言説の具体例として、正統初年に經筵の講官を経験し、土木の変発生時には南京翰林院侍讀であった周叙^⑤が著した疎を取り上げたい。彼の主張には、当時行われた上奏に特徴的に現れていた言説の要素がほぼ含まれているためである。

周叙は、まず土木の変発生直後、正統十四年九月に上奏された疏に於いて、「閣」を開いて、そこに書籍を配架し、学

識があり性格純正な人物を選抜して、その者たちと義理を講論し、そこで当今の政治問題についても諮問を行なうべきである」と具申している。廓王は彼の上奏を嘉納したという。^⑦

閣を開けようというように、特定の臣僚に対して諮問を行なう場を、わざわざ新規に設けるように彼が主張したのは、彼が準拠すべき体制として挙げることができた先例が存在していなかったためだろう。

事実として、宣徳以前について言えば、早朝からの朝儀以外に皇帝と臣僚が定期的に接見する制度が確立された形跡を見出すことはできない。^⑧ また、土木の変後に、臣僚たちが提起した皇帝と臣僚が接触する機会を確保するための具体的な方法は、必ずしも一様ではない。^⑨ これは、皇帝に対して臣僚との接見を要請するにあたって、彼等が共通して挙げ得るような体制が、それ以前には存在していなかったことを物語る。

さて、景泰帝の即位詔によつて直言がうながされると、周叙は再度上奏文をしたため、同様の問題についてより踏み込んだ意見を提出した。

周叙は言う、「君主が徳を涵養するにあたっては、經筵を開くより効果が大きいものはない、必ず純謹正直で博学明識なる人材を選び、その者たちに經史を講論させ、それが終われば、講官に獨對の機会を与え、以つて政治の得失・人材の賢否について諮問を行なうべきである」と。^⑩

つまり、經筵を開設し、それを以つて臣僚より意見を聴取する機会とするよう、周叙はもとめたのである。そして、おそらく同様の発想は他の臣僚にも共有されていた。例えば、十三道監察御史秦頤等は、政事について議論すべき大臣の抜擢を主張しているが、その議事の場所としては、正統期に進講が行なわれていた文華殿を想定していた。さらに、君主の勤怠について説き、翰林の臣僚ならびに大臣を召し計議するよう述べた兵部郎中王偉も、まず經筵を開き、午朝に御すよう求めていたのである。^⑪

先述したように、宣徳期までに、皇帝と臣僚との定期的な接見は、確固とした制度としては成立していなかった。それ

ゆえ、当時に在つて朝儀の後も皇帝と臣僚が定期的に体面できる機会を保証していたのは、正統に儀注が制定された経筵のみであったと言えよう。

正統期、果たして経筵の場が如何様であったのか、その具体的様相を伝える史料は少ない。ただ、正統六年に、楊溥は帰省を許可された際に、経筵の場を借りて謝辞を述べ、英宗は楊溥に対して温言を賜ったというから、^⑫経筵の場に於いて皇帝と臣僚が語らうような機会は保持されていたのだろう。かつて仁宗は、大學士楊士奇等が果たすべき職務を負っていたことを配慮し、別に弘文閣を設置して、学問について議論する人材を政治上の顧問としても用いようとした。^⑬朝儀が終れば、所属衙門に赴き職務に従事する官員に比して、学問のために皇帝に待す機会を得た人間のほうが、皇帝と接触する機会を得やすかったことは想像しやすい。

おそらくは、かかる現実を踏まえたからこそ、周叙等、当時の臣僚たちは経筵の実施のさきに、特定の臣僚との面議の実現をもとめたのだろう。

ここで、土木の変後に、経筵の開設が要請された背景について、いまし少し踏み込んでみたい。後述するように、景泰元年九月、経筵を開くことが宣言される。その直後、江西道監察御史許仕達が、月三度の経筵のほか、さらに儒臣を便殿に配置し、寒さ暑さをいとわず、政務処理の合間に、それらの人間たちと經史を講究するよう上奏している。そこで、許仕達は、正統期の「上下蒙弊し、敢えて言う者無し」という政情の果てに、甚大なる災厄が醸成されていた、という認識を述べ、その前轍をふまぬよう主張しているのである。^⑭彼の主張は、当時の進講の精励をもとめる言辞の背景に、正統期弊政に対する反省が色濃く投影されていたことを示唆するだろう。

実際に、当時の多くの臣僚たちも、自分たちが直面した破局的事態は、正統期弊政の結果にほかならないと考えていた。土木の変発生に到る経過を総括した当時の言に拠れば、やはり英宗の行動が王振の主導の下にあったことが、かかる大事件を惹起させた原因であると認識されていたことがわかる。^⑮かかる認識の下で、正統末にもたらされたような危機の再現

を防ぐ方法を、臣僚たちが模索したことは、自然な流れであつたらう。

そもそも、宣徳三年の生まれであつた景泰帝は、即位時二二歳であり、先述したようにまず「代總國政」に当たることとされてきた。つまり、政務処理能力を有すると認められていたのであり、幼帝即位と言う事態に当たって、皇帝に対して政務よりも就学が優先され経筵が実施された正統初年とは、情況が明確に異なつていたのである。

このような事情と、さきに見た土木の変直後に提出された上奏に見える主張を踏まえれば、以下のように考えられるだろう。つまり、正統の政情とその結果としての土木の変を経験して、当時の臣僚たちは、皇帝の行動を一定の管理下に置く必要性を痛感していた、そして、かかる課題を解決する方途として定期的な進講の実施が有する効能に注意が向けられた、と想定できるのである。

土木の変後に現れた経筵開設を希求する潮流は、単なる皇帝に対する教導の充実という観点からだけではとらえきれない背景を有するようになっていた。

2 景泰帝の即位と進講の開始

では、前節でみてきたような臣僚からの要請が為された結果、如何なる対応が現れたのであろうか。

土木の変発生から一年余が経つた景泰元年九月、経筵を始める旨が表明され、正統の儀注と同様、月三回の経筵と日々の進講が行われることとなった。この時内閣にあつた戸部尚書兼翰林院學士陳循・工部尚書兼翰林院學士高穀が同知経筵事とされ、戸部右侍郎兼翰林院學士江淵・翰林院學士商輅等が経筵官を兼ねた。その上で、彼等内閣官は、みな日々の進講に参加することとされた。^⑩ 正統の儀注を引き継ぎ、内閣官たちが経筵に於いて重要な位置を占めたのである。

なお、景泰元年二月、高穀が詔書の作製と保舉への参与を免じ、専ら日々の進講のみを職務とされるよう請うている。この高穀の言より、遅くとも景泰元年二月までには経筵の実施は既定路線となつていたことが窺えるだろう。^⑪ こうして始

まつた景泰帝に対する經筵は、景泰五年の時点でお停止されず実施されていたことを確認できる。^⑮

日々の進講に侍ることになった四人のうち、陳循・高穀は、正統初年から進講に参加しており、陳循は正統九年四月に内閣に入り、高穀は正統一〇年一〇月に入閣している。^⑯ 陳循については、景泰帝即位詔の策定に与つたことを確認できるが、彼と高穀の二人は、当初は詔書を作製する能力を買われて景泰帝より重用を蒙つたのかもしれない。^⑰

商輅は、正統一四年八月に、陳循・高穀の推挙に由り入閣している。江淵は、もともと陳循の推挙により刑部右侍郎とされ、景泰元年八月に到り入閣していた。^⑱

ところで、經筵開始の勅が下される直前に、翰林院學士への陞格を辞退する商輅の疏に対する回答として、「今經筵を開き、正に顧問に資せしめんとす」という言が与えられている。^⑲ この回答に、經筵の開設にこめられた企図を窺うことができよう。つまり、「顧問」を行なう場として、經筵が設定されようとしていたのである。

当時この「顧問」という語は、学問論議に於ける質疑にとどまらず、政治に関する助言の聴取をも意味していた、と考えられる。^⑳ そもそも、皇帝が為すべき学問とは、単なる学究活動ではなく、その治世に寄与する知見を得るために実施されるべきものであった。^㉑ 実際に、宣徳帝が文淵閣に赴いた際、そこで当時内閣に在った楊士奇・楊榮が、經史を講論し、ついでに政事について諮問が及んだ、という事蹟も史上に見える。^㉒

このような先例を踏まえれば、進講の開設を以って、臣僚たち就中内閣官からの意見具申を受けける場が設けられようとしていたことを、商輅がうけた言から想定することも可能であろう。事実、すでに景泰初年には、日々進講の場に侍従することになった陳循たちが、政事の処理について議論に与るべき大臣として位置づけられていたことが窺える。^㉓

先述したように、土木の変直後には、皇帝が特定の臣僚と接見を行うことがもとめられ、さらにはそれを以って政事について議論を行なう機会を設けるよう要請する上奏が為されていた。如上の經筵開設には、そういった上奏に因應するという側面があった、と考えるのが自然であろう。^㉔ 景泰二年に、經筵の場に於ける講論の充実を求めた禮部郎中章綸の上奏に

対して、「講学についてはすでに「經筵」を設けている。」という回答が下されている。章論が言うような要請については、先年に進講を開設したことですでに一定の対応を果たしている、と回答されたのである。^{②③}このような回答からも、景泰元年に經筵が実施されたのは、皇帝に対して進講の精励を要求する当時の言説に対応した結果であったことを窺がえる。

ちなみに、この景泰初年に内閣に在った人間の中で、景泰帝に対する經筵の実施に向けた準備を主導していたと思われるのが、陳循である。正統一四年一二月、陳循は、「文學侍從之臣は、尤も當に精選し、顧問に備え、聖學に資益せしむべき」存在であると述べ、見任官及び庶吉士からの侍講・侍讀以上の官の補充を求める。同月戊辰、翰林院官員の昇任・任用人事が行なわれるが、この時、陞用された人間たちの多くが、景泰帝の經筵に参加することになった。^{②④}

陳循は、景泰帝即位後、その信任を得て、政治顧問としての役割を担うようになっていく。^{②⑤}彼は、入閣の際、元來楊士奇が担っていた日々經筵の場に近侍するという職責を継承していた。^{②⑥}あるいは、經筵開設に向けて発せられた指示や、先に示した章論に対する回答の背景に、新帝のもとでもその職責を確固としたものにしよとす陳循の意志が介在していたのかもしれない。

右に見てきたような経緯をたどり開設された經筵の実施情況については、講義の後に講官に床にはらまいた金錢を拾わせたこと、醜聞も伝えられている。^{②⑦}しかしながら、結果としてこの景泰期の進講開設は、内閣の歴史に一つの画期をもたらした。その契機を為したのも、やはり陳循である。

景泰二年九月、陳循は、早朝・經筵・午朝に於ける内閣官の立ち位置の是正を求める。結果、經筵の場では、同知經筵事を帯びる内閣官が、尚書・都御史の上位に立つこととなった。^{②⑧}そして、この儀注は『明會典』に収められ、以後に継承されていく。そもそも、正統の儀注では、内閣官の立ち位置は、三楊が帯びていた同知經筵事という立場に基づいて設定されていなかった。^{②⑨}景泰に到って、はじめて内閣官はその担うべき職責に基づいた上で、その存在を儀注に明記されたのである。ここに、内閣官の存在が、公式に国家の典礼の中に顯示された。

そして、なによりこの時、皇帝が政務をできるような年齢に達しているにも関わらず、臣僚より定期的な進講を受けるという体制がはじめて現れたのであった。これ以後、その年齢如何に関わらず、臣僚が皇帝の教導をこころみ、その実施に際しては内閣官がそれを主導するという体制が、明末まで繰り返し現れるようになる。

後代、正統のみならず景泰の經筵実施の次第も、則るべき「舊規」と見なされるようになる。³⁵それは、景泰期の經筵実施が、ここに述べたように重要な転機となったからにはほかなるまい。

言うまでもなく、内閣官設置の直接的契機は、靖難の役による永樂帝の政權奪取であり、そこで内閣官はまず詔書の作製という職務を担うようになった。その後、本章で見てきたように、景泰期に到って初めて成年の皇帝に対しても進講が実施されたが、そこには土木の変の衝撃を受けて現れた言論の潮流が少なからず影響していた、と見なせるだろう。とすれば、皇帝の秘書であるとともに、帝師としての役割を担った内閣官とは、まさに明代前期の政治的激動を背景として、その地位・職掌が形成されてきた存在であったと言えるのである。

- ① 劉球は永樂一九年の進士であり、当初禮部主事に就いていたが、
「正統初、詔求文學之臣、(胡)濬首以公薦。預修宣廟實錄、成、改翰林院侍講、食五品錄。」と記す史料があるように、「國朝獻徵錄」卷二十 彭韶「翰林院侍講承直郎贈翰林院學士諡忠愍劉公球傳」以下「劉球傳」、禮部尚書胡濬より推薦され、翰林官に拔擢されたことがわかる。また、『英宗實錄』卷一〇五 正統八年六月丁亥條の劉球附傳には「正統初、充經筵官、預修宣宗實錄、成、改侍講」とあり、さらに彼の文集『兩谿文集』卷一には「講章」が収められているので、彼が講官をつとめていたことがわかる。なお、同時期に推薦を被り講官に拔擢されたと思われる儲懋と言う人物の伝記には、「正統元年、詔公卿選居外賢良參預經筵講事、得四人、公預其一、在進講列、遂遷翰林修撰。……」(陳循『芳洲文集』卷八「故資善大夫南京戸部尚書儲公墓誌銘」という記述が存する。さらに、工部主事から拔擢され、經筵に参加するようになった洪興という人物については、「初爲主事、督陝西邊稅、而回見西楊學士、大言其設施之法。西楊不考其實、異之、薦爲侍講與經筵。」(李賢『古穰集』卷三〇「雜錄」と伝えられており、楊士奇の推薦があったことがわかる。儲懋の伝記では、「公卿」と表現されているが、おそらくは内閣の三楊や禮部尚書胡濬といった、洪興・宣德以来の元老たちが、正統の進講に参与する講官の推薦を行なったであろう。
- ② 劉球の上奏は同卷一〇五 正統八年六月丁亥條に採録されており、彼の文集『兩谿文集』卷二にも「雷震春殿賜吻奏請俯省疏」として

取められている。この上奏の第二項で、太祖・太宗の故事にならい、皇帝による政務の親決を行なうよう求めている。そこに見える「權不下移」の文言が、特に王振を怒らせたという逸話は、彭韶「劉球傳」・羅洪先「劉忠愍公死事狀」(ともに「國朝獻徵録」卷二〇)に見える。

③ 『英宗實録』に拠れば、劉球が述べた内容は、「其一、勅聖學以正心徳。……臣願皇上以古聖哲之心爲心、視朝之暇、御經筵之日多、居宮苑之時少、凡無益之事、悉置意外、惟數進儒臣講求至理、篤盡輔一之功、推極脩齊治平之道、務使學問功至、理欲判然、則聖心正、而天心無不順矣。」である。

④ 黄瑜『雙槐歲鈔』卷五「閩武將臺」に、「……乙卯(宣徳十年)春、英宗初御極、方議開經筵、而中官王振輩乃導上右武、於是詔在廷文武大臣、偕振閩武將臺、試騎射而殿最之。」とある。

⑤ 景泰帝の即位詔に、「一、朝廷及軍民中、事有未宜、及利有當興、害有當除者、許諸人直言無隱。」という条文がある(『英宗實録』卷一八三 正統十四年九月癸未條)。

⑥ 高毅「翰林侍講學士周公叙墓表」(『國朝獻徵録』卷三三)は、周叙の経歴について「正統初、命司春閣、考取士得人、充經筵講官、……」と伝える。また、周叙が南京侍講學士とされたことは、『英宗實録』卷一四七 正統十一年十一月癸巳條に確認できる。

⑦ 周叙の上奏の原文は、「二日親經史。……伏望殿下延閣學臣、開閣置書史、選舉識純正者、與之講論義理、因可詢訪時政、庶聰明日益、治道有資。……王嘉納之。」である(『英宗實録』卷一八二 正統十四年九月壬午條)。この上奏は、周叙の文集『石溪周先生集』卷五に「安邦謹始疏」として収められている。おそらく、周叙は第一章注⑥に示した仁宗の弘文閣開設といった故事を踏まえて「閣」を開くという表現を用いたのであろう。

⑧ 『太祖實録』卷六三 洪武四年閏三月壬午條に拠れば、太祖は、常に東閣に御しくつろいでいたが、御史中丞陳寧・侍御史商高が奏事に赴いた際、冠を正し便殿にて会見したという。また、洪武期には晩朝も行なわれていたようだが、その治世末年には通政司・六科給事中・守衛官以外の衙門は、「軍情重事」にかかる案件であつてはじめて報告を許された(『太祖實録』卷二四七 洪武二十九年十月丁酉條。太宗は、六部尚書・「近臣」に対して、「早朝四方所奏事多、君臣之間不得盡所言。午後事簡、卿等有所欲言、可就從容陳論。毋以將帥朕倦於聽納。……」と指示している(『太宗實録』卷五〇 永樂四年正月丙辰條)。おそらく、太祖・太宗は、早朝の後は、議すべき用件が持ち込まれて、そこではじめて臣僚と面議を行なっていた。仁宗・宣宗について言えば、時時に大臣を召して議事を行なっていたことを『實録』から確認できるが、場所は一応しておらず、宣宗が、朝儀の後に翰林學士楊溥と会見した際、齋宮が用いられた例すら見える(『宣宗實録』卷五〇 宣徳四年正月己巳條)。宣徳に到つても依然として、朝儀以外の場での接見について確たる制度は定められていなかったの

だろう。なお、第一章注⑥に引く「講學編」とともに王鏊がたてまつった「親政篇」(『震澤集』卷二〇)では、「國朝、聖節・正旦・冬至大朝會、則奉天殿、即古之正朝也。常朝則奉天門、即古之外朝也。而内朝獨缺。然非缺也、華蓋・護身・武英等殿、豈非内朝之遺制乎。……今内朝罕復臨御、常朝之後、人臣無復進見、三殿高閣、鮮或窺焉。」と述べられている。王鏊の言に拠れば、常朝の後に、皇帝と臣僚が定期的に接見する体制は、嘉靖初年の時点でもなお確立されていなかったことになる。

⑨ 以下に、当時提出された主な意見を紹介する。十三道監察御史秦順等は、四五人の人材を内閣に配置して、朝儀より退いた時に、彼等を文華殿に召して、日々上奏される事案について、議論するよう求めた。

その上で、処置し難い案件があれば、「大臣」をあまねくまねいて會議を行なうよう主張している（『英宗實錄』卷一八三 正統十四年九月壬寅條）。また、翰林院侍講劉定之は、政事について早朝からの朝儀で決定に到らなかった案件があれば、日々便殿に赴いて、そこで「大臣」に報告させ、「言官」にその意見の邪正を考察した上で糾弾させ、さらに「史官」にその言動を記録させて、後世に懲戒を遺す、という方法を構想していた。劉定之は、このような体制を以って「前代故事・祖宗成法」であった、と述べているが（同書卷一八四 同年十月乙亥條及び劉定之「采齋存稿」卷一「景泰登極建言題本」、正統以前に、このような形式を以って政策論議が行なわれた事例は管見の限り確認できない。翰林院侍講呉節は、午朝を実施し、「近臣」を便殿に引き入れ、「用人得失」「戰陣利鈍」「生民休戚」、そして古人が行った方策で現在に於いても実行すべきものなどについて、議論するよう主張している（同書卷一八五 同年十一月庚辰條）。ただ、呉節が言う「近臣」が何を指すのかは判然としない。そして、兵部職方郎中王偉は、經筵を開設して、日々午朝を行うよう求め、上奏された事案に、急務があれば、「翰林并在廷老成大臣」を召して議論するよう述べる。そして、在京衙門に機密に関わる案件が生じた場合には、堂上官にその要旨をとりまとめさせ、皇帝に体面した上で報告させ、皇帝自らが処断するよう要請している（同書卷一八八 景泰元年閏正月辛酉條）。このように、土木の変直後、皇帝と臣僚とが接見する機会を構築するよう求める上奏が立て続けに為されたが、個々の臣僚が想定していた体制は一樣ではなかった。

⑩ 周叔の上奏の原文は、「一、開經筵、備講論專對之益。臣惟人君進德莫大於開經筵、必選純謹正直博學明識之士充之、講論經史、畢、即賜本官獨對、以咨訪時政得失・人才賢否、庶決壅蔽益聰明、而聖學充君道正矣。必令内外大小近臣退避稍遠、則敷對者得盡誠獻言、不致宣

泄、而治理有裨。」（『石溪周先生集』卷五「制治保邦疏」）である。この疏は、『英宗實錄』に収められていないが、冒頭部に「臣伏觀今年九月初六日詔書、恭惟皇帝陛下尊臨大寶、……伏讀詔條載朝廷及軍民中事有未宜、及利有當興・害有當除、許諸人直言無隱。欽此。」とあり、景泰帝即位詔をうけて著されたことがわかる。

⑪ 監察御史蔡頤等、及び兵部郎中王偉の上奏の内容については、本章注⑨を参照のこと。

⑫ 李時敬「古廉文集」卷五「送楊少保省祭序」に、「正統六年春、少保禮部尚書南郡楊公上章乞歸省先塋、皇上許之。詔兵部給驛傳、光祿備廚饌、明日賜以勅書、賫以綵幣金帛甚厚。且命內臣送之行、凡僮隸之在行者、皆給襪履。又明日公入經筵稽謝、上溫言諭之、且曰「卿往、其速來、朕延佇望卿矣。」とある。

⑬ 第一章注⑥に引く、『仁宗實錄』の記事を参照のこと。

⑭ 許仕遠の言は、『英宗實錄』卷一九六 景泰元年九月甲子條に見え、「……今聞陛下舉經筵舊典、既有意乎此矣。然每月不過初六・十六・二十六、三日而已。如遇寒暑、援例停止。……正統間、上下蒙蔽、無敢言者、釀成大患、陛下明知之矣。今又欲因循故事、蹈襲前轍、恐非所以奉承乎天意。此臣所以冒萬死爲陛下言之。今陛下欲實明聖學、以立大本、以承天意、則當於經筵之外、延儒臣深明理學者、眞之便殿、不論寒暑、但於應務之餘、即與講求經史、……」とある。この言に対して、景泰帝は「所言皆當、於理聖學、朕自加勉」と応えている。なお、許子遠の上奏に見える「上下蒙蔽」という表現の典故は、「春秋左氏傳」僖公二十四年春、三月条にある「下義其罪、上賞其姦、上下相蒙、難與處矣。」という介子推の言であらう。許仕遠は、「左傳」の故事を踏まえて、王振が増長していった正統期の政情を痛烈に批判したのである。

⑮ 土木の変発生直後、午門左門に御した郕王に対して、都察院右都御

史陳鑑が諸大臣と共同で啓し、王振專權時代の乱政を総括して、王振一党に対する処罰を求めた。この中で、彼等は、例えば「……邇者胡寇犯邊、止宜命將討罪、綠振乃山西人、因見大同有警、逼脅聖駕親征、備歷艱危、躬冒矢石、既欲保全其家、又欲先幸其第、增一己之威勢、屈萬乘之尊嚴。彼時文武羣臣恐陷不測之禍、上章懇留、皇上畏其強復不臣、不得已而強行。……」と述べている(『英宗實錄』卷一八一 正統十四年八月庚午條)。実際に王振が英宗を「逼脅」したのかはともかく、英宗の行動が王振の主導下にあったことが、土木の変を引き起こした直接的原因であったと認識されていたのである。

⑮ 進講の開始を伝える物は、『英宗實錄』卷一九六 景泰元年九月癸丑條に見えており、同條には「循・毅・淵・輅日侍講讀」という記述がある。なお、經筵が月三回行なわれることになっていったことについては、本章注⑭に引く許仕達の言より確認できる。

⑯ 『英宗實錄』卷一八九 景泰元年二月丁酉條に見える。この時、高毅は、「奏臣年當六十老病侵、尋才識短淺、筆力生疎……」と述べて、「伏乞賜臣罷理内閣之事及不與保官之列、俾得專侍經筵、日進講說、紬繹義理、商確古今、以少裨聖學於萬一。」と請うた。筆力生疎と述べているので、「内閣之事」とは詔書の作製であろう。

⑰ 景泰三年七月、高毅は内閣での職務を免じられるよう請い、「仍日經筵進講、或專輔東宮……」とされるよう求めている(『英宗實錄』卷二二八 景泰三年七月癸卯條)。さらに、高毅は同年一〇月に、「經筵毎日講書官及文淵閣辦事官」の補充を求めている(同卷三二二 同年十月戊戌條)。日講が行なわれ続けていたからこそ、このような言辞が為されたのであろう。また、景泰五年一二月に、雲南虛仁驛驛丞尚撰の上言に応じて為された会議の結果を報告する禮部尚書胡淡等の言に「皇上自即位以來、經筵進講未嘗暫輟、……」と見える(同卷二四八 五年十二月辛卯條)。この言を信じれば、少なくとも景泰五年

まで經筵は停止されることなく実施されていたことになろう。

⑱ 陳循・高毅が正統の進講に参加していたことについては、第一章注⑳に引く「陳循墓誌銘」を参照のこと。陳循の入閣は、『英宗實錄』卷一一五 正統九年四月丙戌條に見え、高毅の入閣は、『英宗實錄』卷一三四 正統十年十月戊辰條に見える。

⑲ 陳循の文集『芳洲文集』卷二には「代總國政詔」なる文章が見えるが、『英宗實錄』卷一八三 正統十四年九月癸未條が収める即位詔と比較すると、両者が同一であり、陳循が景泰帝の即位詔策定に与つたことが窺がえる。なお、英宗復辟後に、遼東鐵嶺衛にて軍籍につけられた陳循は、原籍への放回を乞うた際に、「老年遭逢鄰王、因臣原在内閣辦事、能曉制書體式、仍舊任用、……」と、自らが景泰帝に任用されることになった契機について述べている(『英宗實錄』卷三三五 天順五年十二月庚寅條)。また、高毅については、李賢「古穢集」卷一二「工部尚書謹身殿大學士兼東閣大學士致仕高公神道碑銘」に、「乙丑(正統十年)、進工部右侍郎兼侍講學士入内閣知制誥」とあり、正統期より詔書の作製に与つていたことがわかる。

⑳ 商略の入閣は、『英宗實錄』卷一八一 正統十四年八月丙子條に見え、「從學士陳循・高毅擧也」とある。また、江淵の刑部右侍郎就任を伝える記事は、同書卷一八二 同年九月庚辰條にあり、江淵は、杜寧の南京右侍郎就任と同時に刑部右侍郎とされたが、その記事には「以戸部尚書兼翰林院學士陳循薦舉寧等俱有文學材能老成堪任也」とある。江淵の入閣は同書卷一九五 景泰元年八月辛卯條より確認できる。

㉑ 『英宗實錄』卷一九六 景泰元年九月庚戌條、つまり進講開始勅が下される三日前の記事は、景泰帝が商略に「今開經筵、正資顧問、爾尚懇稱、毋徒謙讓。」と伝えたことを記す。

㉒ 第一章注⑥に示した「仁宗實錄」の記事に見えるように、仁宗が弘

文閣を設置した目的の一つは、「顧問」に備える人材をそこに配置することにあった。そして、任用された楊薄等に対して、仁宗は「朕用卿等於左右、非止助益學問、亦欲廣知民事、爲理道之助。」と任用の意図を伝えている。また、宣徳初年、宣宗は皇太孫時代に自らの教育係をつとめた陳山・張瑛等を重用していたが、彼らとともに「顧問」を受けていた儀銘という人物については、「宣徳丁未、受命直文華殿、與尚書陳山・張瑛日待左右備顧問、屢直言有所陳說。」（蕭鏗「尚約文鈔」卷十一「太子太保兼兵部尚書贈特進光祿大夫左柱國太子諡忠襄儀公墓誌銘」と伝えられている。かかる書き方からは、「顧問」が行われた場では、時に諫言を含んだ意見の開陳も行なわれていた印象を受ける。これらの用例から推せば、「顧問」という語には、単なる学問研究に於ける質疑といった程度以上の意味が含まれていたことが了解できるだろう。

②④ 例えば、楊士奇は「請開經筵」に於いて、皇帝が学問を行う意義について述べ、「宗社永安、皇圖永固、天下蒙福、永遠太平、然其根本、在致力於聖學。自古賢聖之君、未有不學而能致治者也。」と説いている。

②⑤ 「宣宗實錄」卷五六、宣徳四年七月己未條に、「車駕臨文淵閣、與少傅楊士奇・太子少傅楊榮論經史、遂咨政務。……」とある。

②⑥ 景泰二年七月、禮部儀制司郎中章論が、「三日面議大政、在委任孤卿。臣惟皇上每早・午朝退、即御便殿、將臣民奏題事務、公孤主議、六卿論難、臺諫參議、選官入閣、計議區處。如此則庶事無不理矣。」と、特定の臣僚を内閣に選入し政事を如何に処置すべきか議論させるよう要請した。この時、「内閣已有陳循等、不必別選。」という回答が下され、陳循等を内閣に配置しているので、あらためて別の人材を抜擢する必要はない、という意志が示されている（『英宗實錄』卷二〇六 景泰二年七月癸亥條）。

②⑦ なお、『英宗實錄』卷二〇七 景泰二年八月辛巳條には、「命仍舊制午朝。」とあり、臣僚たちの要請に応えるかのように、午朝も行なわれるに到ったことがわかる。ただ、葉盛「水東日記」卷一「奏請午朝」は、景泰年間「都給事中だった林聰の「開禁中近習划龍船、朝下即事射魚、酣笑爲樂、或日畀始休。奈何。予因有午朝之請。奏既入、内批即下、刻日受朝。顧問此事蓋太監興安等極力贊襄。……」という言葉を伝えている。英宗復辟直後に失脚する興安の影響力が垣間見えることから、この記事は景泰期の事跡を伝えるものと思われる。とすれば、本章注⑧に示した太祖・太宗期の事例と同様、景泰期の午朝も、恒常的に行なわれていたのではなく、臣僚の要請があつて初めて行なわれていたことが窺えるのである。

②⑧ 本章注②⑥に示した章論の上奏には、「二日緝熙聖學、在備臣直說。臣惟今經筵進講、止以善可法者爲言、行文對語、以應故事、當直講歷代經史治亂得失之機、盛衰興廢之故、則聖學日新矣。」という条も存する。これに対して、景泰帝は、「……講學已設經筵。」と答えている。陳循が翰林官の補充を求めたことは、『英宗實錄』卷一八六 正統十四年十二月辛酉條に見える。そして、同卷同月戊辰條に「陞翰林院修撰商輅・彭時俱爲本院侍讀、擢庶吉士萬安・劉吉・劉珣・李泰俱爲本院編修、邢讓・李本俱爲本院檢討。」と見える。本章注②⑥に示したように、經筵が始まった時、商輅は「日侍講讀」とされている。さらに、同卷一九六 景泰元年九月癸丑條に「擢萬安・劉吉・劉珣・李泰・邢讓が「分直侍講」する立場を得ていたことがわかる。なお、一四年一二月に彼等とともに陞任を蒙つた彭時は、經筵が始まる前から繼母の喪に服していた（同卷一八八 景泰元年閏正月丁卯條。つまり、正統一四年一二月に陞任・任用を蒙つた人間たちは、この彭時を除けば、檢討李本のほかは、みな景泰帝の經筵に参与することになったのである）。

30 景泰元年五月、虜使より「講和がなり軍を退けは、望むならば上皇を返還してもよい云々」と言う意向が伝わった時、景泰帝は陳循等を文華殿に召して善後策について意見を求めている（『英宗實錄』卷一九二 景泰元年五月辛未條）。

31 「陳循墓誌銘」に、「甲子（正統九年）三月、少師楊士奇卒。四月二日、上在經筵命公入文淵閣用事。既而中貴傳旨、凡應制等文字及大官給膳、悉同士奇、日侍經筵、講說經史故事如故」とある。

32 黃瑜「雙槐歲鈔」卷七「金錢銀豆」に「景泰初、開經筵、……相傳云、是時每講畢、命中官布金錢於地、令講官拾之、以爲恩典。高穀年六十餘、俯仰不便、恆莫能得。有一講官忘其氏名、常拾以貽之、有識者病其嫌瀆、……」とある。

33 『英宗實錄』卷二〇八 景泰二年九月丙申條に、「戸部尚書兼翰林院學士陳循奏「……又臣等叨蒙皇上擢任同知經筵事。會議之日、班或列於六卿之下、恐識者笑玷辱此職、自臣等不才始也。……況於聖明禮樂文物之朝、内閣・經筵神明制作之所可以苟乎。」と見える。この時陳循は、内閣が制誥と機密の重務を管掌する重要な衙門であることを強調し、早朝におけるその立ち位置の是正と、午朝で六部・五府に先立つて奏事を行なうことも求めた。結果、詔が下され、「常朝、内閣學

士與錦衣衛官東西對立。經筵日、同知經筵事序于尚書・都御史上。午朝、翰林院先奏事。」と指示された。

34 正徳『明會典』卷一七四「翰林院」の項には、「凡經筵、欽命内閣學士知經筵事或同知經筵事、班俱在尚書・都御史上。……」という規定が遺されている。若干の異同はあるが、同内容が萬曆『明會典』卷二二一にも見える。ただ、『英宗實錄』卷一四 正統元年二月丙辰條に見える經筵儀注には、「一、每月初二・十二・二十二會講。……上御奉天門早朝、畢、退御文華殿、將軍侍衛如常儀。鴻臚寺官引三師・三少・尚書・都御史・學士及講讀執事等官於丹陛上、行五拜三叩頭禮、畢、以次上殿、依品級東西序立」とあり、正統の時点では、内閣官が帯びる「同知經筵事」という立場に拠って立ち位置が定められていなかったことがわかる。

35 『孝宗實錄』卷一三 弘治元年四月壬戌條に、「右春坊右庶子兼翰林院侍講王臣奏「……竊見祖宗朝當御經筵、雖隆寒盛暑、未嘗輕輟。其講讀之臣、執經據史、絕無違忌。正統・景泰間經筵起止日期并所撰講章具在内閣、歴歷可考。……伏望遠稽往古、近法祖宗、經筵大講每月三次、務照正統・景泰年間舊規、雖遇寒暑不輟、講官敷陳、仍使無所顧忌。……」と見える。

結にかえて

本論で見てきたように、皇帝に対する進講は、元來は幼年で即位した英宗を教導するために、皇太子教育の延長として実施された。その後、土木の変後に、視朝以外の時間に臣僚と接見する機会を確保するよう求める上奏が相次ぐ中、それに応えるように經筵が開設される。ここに、皇帝が成年でありながらも、進講による教導の対象とされるに到ったのである。

この經筵には、皇帝の生活が放恣に流れることを防ぐ、という役割が期待されていただろう。政変によって復辟した英宗は、再度の治世に於いて、視朝の後も章奏の閲覽につとめ、内閣大學士李賢等に政策審議を委任していた、と伝えられる。^①このように皇帝が臣僚の輔導のもとで政務に励んだ天順期に在って、經筵実施が要請された形跡は窺がえない。このことから、景泰期に皇帝に対して進講の実施をもとめた臣僚たちの意図が那辺にあったのか、推測できよう。

成化以後になると、新帝が即位するたびに、進講の精勵を求める上奏が頻々と為されるようになっていく。かかる事實は、各代の『實録』をひもとけば、容易に確認できる。例えば、明代史上最も無軌道な皇帝であった武宗の正徳元年六月、經筵が停止された時、科道官は、視朝以外の時に遊樂にひたることがないよう戒めている。^②正統・景泰期に、日々の進講の実施をも規定した儀注が定められた結果、經筵の実施は皇帝の日常生活を一定程度廷臣たちの管理下に置く為の手段となつていった。だからこそ、經筵の停止が危懼された時、朝儀以外の時間に於ける皇帝の活動を把握できなくなるおそれが、臣僚たちの腦裏をまぎつたのである。

それゆえ、經筵の管掌を以つて、「帝師」の立場を得た内閣官は、より重大なる責務を帯びた存在へと変化を遂げた、とも言える。幼帝即位から土木の変に到る、言わば危機の時代を経て形成された職責を担ったことで、内閣官の存在意義は確固としたものと成つていったのである。

① 『英宗實録』卷二九六 天順二年十月戊辰條に「上召内閣臣李賢、

謂曰「朕每得奏章、無不親閱、易決者即斷、有難決者付卿等計議、期必當而後出。」賢曰「臣等所見未必皆當、更望陛下留心審處、務求至當、然後施行、則政無不善者矣。」上曰「然。」……とある。李賢「天順日録」〔古蹟集〕卷二五・二二六にも、同様の英宗の事蹟を伝える記事が見える。

② 『武宗實録』卷一四 正徳元年六月癸酉條に、「六科給事中張良弼・

十三道御史熊卓等以災異疊見上言八事。曰正君德、謂近以災暑暫輟經筵、欲調攝聖躬、以裁決萬機也。願乃退朝之餘、即肆遊樂、甚爲盛徳之累。請自今言行有違于祖訓及先帝遺命者、通賜屏絶。……俱下所司知之。」とある。

A Study of the Process of the Formation of the Ming Grand Secretariat, Focusing on an Analysis of Establishment of the System of the Classics Colloquium

by

TAKAHASHI Tōru

The grand secretariat (*neigewan* 內閣官), which was established during the reign of the Ming Emperor Yongle (1403-1424), continued to maintain a steady influence on the politics of the day within the political system of the Ming dynasty. One of the specific responsibilities borne by the grand secretariat was to present lectures to the emperor, in other words it was charged with classics colloquium, (*jingyan* 經筵). In addition, it can be assumed that as a result of implementing the classics colloquium it is possible that the formation of a path for promotion of Ming-dynasty bureaucrats of the Hanlin Academy to the grand secretariat was advanced. Therefore, in the study of the history of the grand secretariat system, the existence of the classics colloquium cannot be disregarded. The aim of this article is to elucidate the turning point during which the classics colloquium system was established.

In the first section, I survey what form instruction of the emperor was carried out prior to Emperor Xuande (1426-1435) and confirm each emperor during this period was left to his own devices to read as he saw fit. Moreover, I indicate the fact that prior to Xuande, the object of the instruction of the bureaucrats was the heir apparent who was anticipated to ascend to the throne.

Thereafter in this section I analyze the sequence of events that led to the providing lectures to Emperor Yingzong in the Zhengtong era (1436-1449). In the pertinent portion I first confirm the situation in which the Dowager Empress Zhang, the grandmother of Yingzong, maintained influence on political settlements after his accession to the throne. Then, I clarify the fact that there was a plan to begin providing lectures to the heir apparent Yingzong in the last years of Xuande's reign and that bureaucrats who would have been close to the heir apparent, who was raised during the

Xuande period, were made to participate in the classics colloquium for Yingzong. In addition, I state that the classics colloquium in the Zhengtong era was a measure implemented on an ad hoc basis in the form of evoking the actual plan of instruction that was from the first planned for the heir apparent because Yingzong was a child at his accession and not sufficiently mature to carry out political affairs.

In the second section, I introduce the memorial to the throne of Hanlin Academy expositor Liu Qiu 劉球, which was submitted in the Zhengtong era, and comment on the fact that the effect of regulating the daily life of the emperor came to be seen in the implementation of the classics colloquium. In addition, I analyze the content of the memorials that were submitted by the bureaucrats chiefly from the period directly after the Tumu Incident through the reign of Jingtai, 1450-1457, seeking to encourage the emperor to study by means of the classics colloquium. Then I make clear that the bureaucratic officials of the time struggled to find a method of managing to a certain extent the daily life of the emperor beyond court functions based on their reflections on the politics leading up to the Tumu Incident.

Moreover, in the first years of the Jingtai reign, Chen Xun 陳循, who had obtained a position in the grand secretariat prior to Jingtai's accession to the throne, strongly led the preparations for implementing the classics colloquium. As a result the classics colloquium was implemented for Emperor Jingtai. Due to the implementation of the classics colloquium in the reign of Jingtai, there arose a situation in which the emperor would be the object of the instruction of the bureaucrats regardless of his age, and the grand secretariat acquired the position whose duty was to instruct the emperor. As a result, the proper place of the grand secretariat, which was to administer the classics colloquium, was clearly specified in the regulations for implementing the classics colloquium. In short, by the implementation of the classics colloquium during the reign of Jingtai, the grand secretariat first found its place in the rituals of the state. In this section I also address this sequence of events.

Following the appearance of the system in which the emperor would be the object of instruction by bureaucrats, the implementation of the classics colloquium was repeatedly sought as a means of restraining to a certain degree the emperor's actions during the Ming dynasty. In this article, I present the view that the situation faced by the Ming dynasty and the actions taken by the bureaucratic officials in response to them from the accession of the child emperor to the throne until the Tumu Incident that

was triggered by the reckless action of the emperor can be assumed to be the specific background that produced this situation. Then, I offer the conclusion that within the flow of this series of events the grand secretariat acquired the duty of providing lectures to the emperor.